



* 社内に笑顔を咲かせましょう *

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



雨の日が続きますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。6月に入って早々、梅雨入りをしたというニュースに驚いています。

急なことでしたが、この6月に事務所を移転しました。しばらく整えるのにばたばたとしておりましたが、ようやく落ち着きつつあり、ほっとしています。

お客様にお越しいただけるスペースも、わずかながらですができましたので、お近くへいらっしゃる際には、ぜひお立ち寄りくださいませ。



* 気になるお金の相場 *

～社員へ支給する傷病見舞金～



他社はどうしているのか、世間の相場は？ 役職者に対して支給する手当について、業種や規模によっても異なりますが全体としての平均をご覧ください。

(単位：円)

	一律定額	欠勤期間に応じて1回支給	欠勤期間に応じて複数回支給	
			初回	2回目以降
最高額	50,000	250,000	30,000	30,000
最低額	5,000	3,000	5,000	3,000
平均額	18,641	17,156	11,969	7,969
最多回答額	10,000	10,000	10,000	5,000

★これで完璧！6月の事務★



☆20年度の個人住民税の特別徴収開始☆

平成 20 年度分の個人住民税の特別徴収（給与天引き）を、6月に支給する給与から行います。従業員の住所地の市町村から、個人ごとの年税額、月割税額の通知書が届きますので、それに沿って間違いのないよう給与から徴収し納付します。納付期限は、徴収した月の翌月 10 日です。

☆健康・厚生年金保険の算定基礎届の作成準備と月額変更のチェック☆

7月1日現在の被保険者について、4月・5月・6月に支払った給与の額（残業代、非課税交通費なども含む）を、所轄の社会保険事務所に来月 7 月 1 日～10 日に届け出ます。その給与額の平均を計算し、一定の金額の幅で区切った等級にあてはめ、今年 9 月分からの標準報酬月額として決定されます。

4 月に給与改定を行った人については、7 月の月額変更（随時改定）の対象となりますので、算定基礎届とは別に月額変更届を提出し、一足先に 7 月からの標準報酬月額の改定（8 月給与から保険料変更）となります。

☆賞与支払届の提出と保険料納付☆

賞与を支払うときは、健康保険・厚生年金保険の保険料（被保険者負担分）を控除します（納付は、支払い月の翌月末）。「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」を作成し、支給日から 5 日以内に所轄の社会保険事務所に提出します。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

5 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、6 月 10 日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

5 月分の社会保険料・児童手当拠出金を 6 月 30 日までに納付。

☆4 月決算法人の確定申告と納税☆

4 月決算法人の確定申告と納税、10 月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 6 月中の決算応答日までです。

☆新事務所のご案内☆

西宮市津門仁辺町 1-28-204

※書類等の郵送先は、従来の所在地
へお願い致します。

★こんなときQ&A★

**特定健康診査がスタートしましたが、
定期健診との関係はどうなるのでしょうか？**

Q. この4月に新しく「特定健康診査・特定保健指導」（メタボリック検診）が始まりました。従来から安全衛生法で定められている「年1回の定期健康診断」との関係は、どのようになるのでしょうか？

A. 「特定健康診査・特定保健指導」とは、中高年の肥満の増加から、いわゆる「メタボリック」に着目して一定の健診と保健指導を行うものです。
対象者は、40歳以上74歳までの医療保険加入者（被保険者と被扶養者：要するに国民すべて）で、診査の結果で一定の所見があれば指導が行われます。
この制度の実施は、保険者（政府や健康保険組合など）に義務があります。

一方で、会社には従来からの安全衛生法による定期健診の実施義務がありますが、こちらもこの4月に法律が改正となり項目が追加変更になったことから、この二つの健診の受診項目はほぼ一致するようになりました。

それによって、会社が定期健康診断の一環として受けさせるのが一般的なパターンとなってくるのではないのでしょうか。（その受診結果を、保険者＝政府・健康保険組合等）へ報告するよう保険者からの要請がありそうです。）

費用の負担ですが、特定健康診査についても、会社の定期健康診断についても、保険者あるいは会社の「実施する義務」はありますが、費用の負担までは求められていませんので、受ける本人が全額負担しても、会社や保険者が全額負担しても、あるいはお互いが折半・一部負担しても一向に構いません。

なお、労災保険でも、定期健診でメタボリックの所見がある人に助成する「2次健康診断等給付」を行っています。対象年齢の人は両方で受けることができますが、制度間の調整を厚生労働省でも現在検討中ということです。

いきいきした会社づくりをお手伝い

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

